

○千葉市新型コロナウイルス感染症対策条例

令和2年12月17日

条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）のまん延を防止するため、市、市民（滞在者及び来訪者を含む。以下同じ。）及び事業者の責務等を定めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために市が実施する対策（以下「新型コロナウイルス感染症対策」という。）を推進し、もって市民の生命及び健康を保護し、並びに安全で安心な市民生活を守ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市内における新型コロナウイルス感染症の状況を常に把握するよう努め、状況の変化に応じて、新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施する責務を有する。

2 市は、新型コロナウイルス感染症について、市民及び事業者の理解及び関心を深めることにより、市民及び事業者の不安の解消並びに新型コロナウイルス感染症の適切な予防及びまん延の防止が図られるよう、必要な知識の普及及び適切な情報の発信に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止に努めなければならない。

2 市民は、市長の求めに応じて、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な調査その他の新型コロナウイルス感染症対策に協力するよ

う努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に関し、新型コロナウイルス感染症のまん延により生ずる影響を考慮するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市長の求めに応じて、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な調査その他の新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めなければならない。

(感染者、医療関係者等への配慮)

第5条 何人も、新型コロナウイルス感染症に罹患していること、罹患しているおそれがあること等を理由として、感染者、医療関係者、事業者をはじめ、何人に対しても、不当な差別的取扱い及び誹謗中傷をしてはならない。

2 何人も、新型コロナウイルス感染症に関する情報の発信に当たっては、当該情報の正確性及び情報源の確認をするとともに、当該情報を発信することにより生ずる影響を考慮するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年6月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。